破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３５号
群馬県利根郡みなかみ町大穴140番地
債務者　味戸　久子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
群馬県太田市藤阿久町208番地５、前住所群馬県太田市東別所町371番地33
債務者　堤見　秀子（旧姓山際）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５７３号
神奈川県足柄上郡山北町山北851番地１、前住所神奈川県足柄上郡山北町山北1989番地
債務者　瀬戸　公江
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６１２号
神奈川県平塚市松風町28番18―202号　レオパレス松風町、前住所神奈川県中郡大磯町国府本郷1009番地18
債務者　佐々木ひとみ（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９号
神奈川県伊勢原市板戸873番地の１　ハイツ小沢203号
債務者　堀井　教礼
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２号
愛知県稲沢市祖父江町桜方上切40番地２
債務者　鈴木美恵子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３０３号
香川県高松市浜ノ町69番１―1505号
債務者　田井　修
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０４号
香川県高松市浜ノ町69番１―1505号
債務者　田井　美果（旧姓水本）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１５号
香川県木田郡三木町大字下高岡2413番地７
債務者　國宗　真理（旧姓宮本・仲村）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字室木707番地８
債務者　吉村千鶴子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第６２３号
千葉県流山市こうのす台255番地の７　ハイツクローバー202
債務者　壬生　貞臣
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６４３号
千葉県松戸市新松戸６丁目70番地　サンライトパストラル弐番街Ｄ―708
債務者　跡田　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７０８号
千葉県柏市旭町６丁目５番12号　メゾン旭Ｃ―105号
債務者　宮本美智代
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２２７号
長野県中野市大字吉田895番地４
債務者　山本　剛
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４７８号
岐阜市則武2553番地21　Ｊ２フレグランス203号
債務者　堀　佳孝
1　決定年月日時　平成26年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６０号
北海道苫小牧市日の出町２丁目７番25―502号
債務者　藤石　真澄
1　決定年月日時　平成26年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第７８６号
宮城県名取市下余田字原田30番地の２
債務者　高橋　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係